

川崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費は職員への給料や諸手当をはじめ、市長や議員など特別職職員への給料、報酬などの経費です。

区 分	住民基本台帳 人口	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)平成25年度 の人件費率
平成26年度	人 1,445,484	千円 607,374,683	千円 425,131	千円 93,596,177	% 15.4	% 16.3

(注1) 住民基本台帳人口は平成27年1月1日現在の人口です。

(注2) 人件費には事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

給与費は給料、職員手当及び期末手当・勤勉手当などの総額から退職手当を除いたものです。

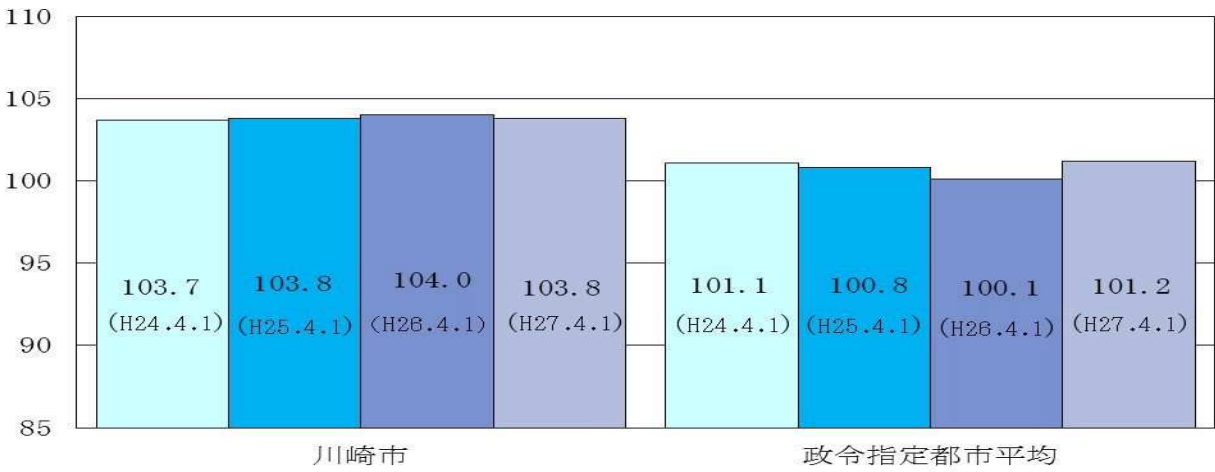
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	
平成26年度	人 9,871	千円 38,835,977	千円 13,748,740	千円 15,970,362	千円 68,555,079	千円 6,945	千円 6,813

(注1) 職員手当は、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、総務省が実施している「地方公務員給与実態調査」に基づくもので、平成26年4月1日現在の普通会計関係職員数です。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注1) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算して指数です。

(注2) 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と職員構成が異なるため。

(4) 給与改定の状況

平成27年10月8日に川崎市人事委員会が川崎市長に対して行った職員の給与に関する報告の内容と、報告後の改定状況は次のとおりです。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
平成27年度	409,295 円	407,985 円	1,310 円 (0.32%)	0.32%	0.32%	0.36%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
平成27年度	4.21月	4.10月	0.11月	0.10月	4.20月	4.20月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

〔 実施 〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

(給料表の改定実施時期) 平成 28 年 4 月 1 日

(内容) 行政職給料表(1)について、国の見直し内容を踏まえ、最大 3・6 %程度の引下げ。3 級以上の高位号給は、これに加え、最大 2 %程度の引き下げ。3 級以上の高位号給の引下げに該当する職員のうち、新たな給料月額が保障する額に達しないこととなる職員には、平成 31 年 3 月 31 日までの間、経過措置 (現給保障) を実施します。

他の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本として引下げます。ただし、医療職給料表(1)は、医師の処遇確保のため改定を行いません。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準 16 %に対し、川崎市においても 16 %を支給。

(実施時期) 平成 28 年 4 月 1 日より実施。

(参考)

	平成 26 年度の 支給割合	平成 27 年度の支給割合		見直し後の支給 割合 (H28.4.1)
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準による支給 割合	12 %	13 %	15 %	16 %
川崎市の支給割合	12 %	12 %	—	16 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成 28 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

職員のうち代表的な職種の平均年齢、平均給料月額などの状況は次のとおりです。

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川崎市	41.1歳	331,718円	472,262円	398,503円
神奈川県	43.0歳	339,369円	442,169円	392,503円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
政令指定都市平均	42.0歳	330,006円	449,205円	386,807円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
川崎市	49.1歳	1,467人	336,837円	432,048円	395,092円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.1歳	737人	339,572円	455,360円	403,060円	廃棄物処理業 従業員	44.9歳	289,500円	1.57
うち学校給食員	48.8歳	217人	327,377円	380,372円	374,504円	調理士	41.9歳	283,600円	1.34
うち用務員	50.0歳	287人	335,558円	418,446円	388,222円	用務員	54.6歳	200,300円	2.09
うち自動車運転手	48.4歳	108人	337,605円	434,246円	399,235円	自家用乗用 自動車運転手	59.0歳	226,900円	1.91
うち守衛	42.3歳	10人	353,650円	419,800円	407,022円	守 衛	56.1歳	269,500円	1.56
神奈川県	55.1歳	340人	361,934円	430,719円	408,823円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
政令指定都市平均	48.3歳	1,253人	325,210円	405,444円	377,533円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
川崎市	—	—	—
うち清掃職員	7,184,016円	3,952,300円	1.82
うち学校給食員	6,112,879円	3,698,800円	1.65
うち用務員	6,707,004円	2,774,400円	2.42
うち自動車運転手	6,863,080円	3,057,600円	2.24
うち守衛	7,053,600円	3,692,400円	1.91

※民間データは、「賃金構造基本統計調査報告」において公表されている神奈川県のデータを使用しています。（平成24～26年の3ケ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	47.5歳	404,197円	510,441円
神奈川県	45.3歳	381,263円	458,777円
政令指定都市平均	46.6歳	393,534円	478,813円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川崎市	38.0歳	305,830円	429,593円
政令指定都市平均	39.7歳	312,353円	430,511円

(注1) 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の初任給の状況は次のとおりです。

区 分		川 崎 市	国
一般行政職	大 学 卒	201,152円	195,104円
	高 校 卒	161,840円	159,152円
技能労務職	技 能	153,664円	—
	業 務	148,736円	—
高等学校教育職	大 学 卒	227,136円	—
	高 校 卒	179,312円	—
消 防 職	大 学 卒	218,624円	—
	高 校 卒	175,168円	—

(注1) 川崎市及び国の初任給等は、給料(俸給)と地域手当の合計額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

職員のうち代表的な職種の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,783円	364,222円	408,048円	431,806円
	高 校 卒	221,822円	333,941円	359,511円	392,477円
技能労務職	高 校 卒	194,100円	289,010円	336,289円	352,921円
	中 学 卒	—	278,063円	292,507円	333,896円
高等学校教育職	大 学 卒	334,561円	419,402円	449,761円	461,398円
	高 校 卒	—	—	—	438,880円
消 防 職	大 学 卒	281,035円	379,208円	399,607円	411,314円
	高 校 卒	237,550円	359,860円	382,530円	391,250円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

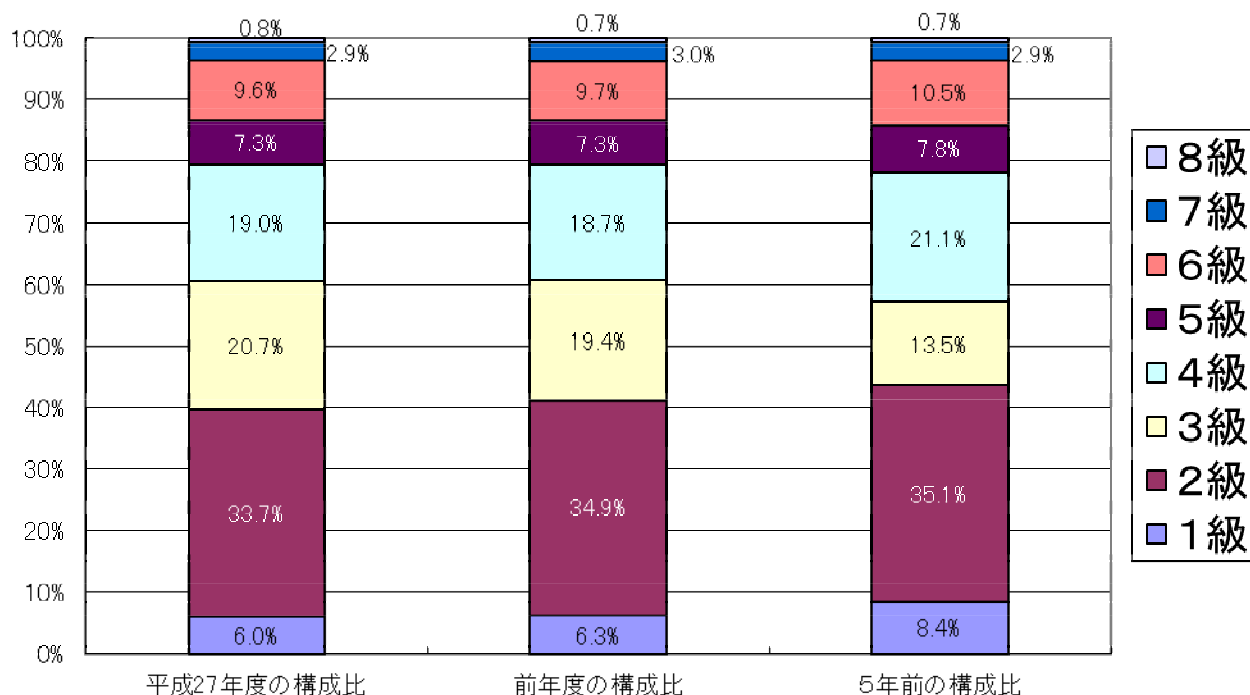
職員の給料はそれぞれの職種に応じた給料表によって決められています。また、給料表には職務内容や責任の度合いに応じた級と号給が設けられています。一般行政職を例に職員の級別の構成を示すと、次のとおりです。

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	職員	293人	6.0%	139,700円	249,000円
2 級	高度職員	1,652人	33.7%	154,600円	340,300円
3 級	主任	1,017人	20.7%	233,400円	397,900円
4 級	係長	931人	19.0%	264,200円	423,200円
5 級	課長補佐	360人	7.3%	313,800円	451,200円
6 級	課長	473人	9.6%	353,300円	475,600円
7 級	部長	141人	2.9%	385,900円	512,100円
8 級	局長	37人	0.8%	424,200円	562,100円

（注1）川崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

（注2）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。

（注3）一般行政職とは、行政職給料表（1）適用職員のうち福祉・税務関係の職員を除いたものです。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から、地方公務員法第40条第1項に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を評価期間として、全職員（一部の派遣職員等を除く。）に対し、業績・能力を重視した人事評価を実施しています。この評価結果を、管理職から段階的に、昇給へ反映させることとしました。平成27年度の評価結果は、平成28年度の昇給（昇給日は4月1日）に反映されます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は民間企業のボーナスに相当するものです。期末手当は職員の在職期間に応じて、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。平成26年度の支給割合などの状況は次のとおりです。

川崎市		国	
1人当たり平均支給額（平成26年度）		—	
1,639,667円			
（平成26年度支給割合）		（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.50月分	2.60月分	1.50月分
（1.45月分）	（0.70月分）	（1.45月分）	（0.70月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 10～25%	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）1人当たり平均支給額は、普通会計関係職員に支給された平均額です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成18年度から、地方公務員法第40条第1項に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの1年間で評価期間として、全職員（一部の派遣職員等を除く。）に対し、業績・能力を重視した人事評価を実施しています。

平成26年度の評価結果に基づき、成績率を適用し、平成27年度勤勉手当に反映させています。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

退職手当は、退職時に支給される一時金で、退職時の給料月額に勤続年数や退職理由に応じた支給率を乗じて算出します。支給率などの状況は次のとおりです。

区 分		川崎市		国	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・応募認定
支給率	勤続20年	21月	27.625月	20.445月	25.55625月
	勤続25年	30月	38.075月	29.145月	34.5825月
	勤続35年	42月	49.59月	41.325月	49.59月
	最高限度額	49.59月	49.59月	49.59月	49.59月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～45%加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		平成26年度 2,283万円		—	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員（公営企業職員を除く）に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金が高い地域に在勤する職員に支給され、民間賃金の地域間格差が適切に反映されることを目的としています。川崎市域に勤務する川崎市職員の支給率は12%、川崎市域に勤務する国家公務員の支給率は15%となっています。

支 給 実 績（平成26年度決算）		4, 9 0 5, 4 6 7 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		5 2 1, 8 0 3 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
川崎市	12%	9, 4 0 1人	15%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			1 0 1. 1 (1 0 3. 8)

(注1) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出しています。

(注2) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出します。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対して、その勤務の特殊性に応じて支給されるものです。制度の趣旨に合わない手当の見直しを今後も進めてまいります。

支給実績（平成26年度決算）	3 6 0, 9 5 1 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	7 4, 2 7 0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）	4 9. 5%
手当の種類（手当数）	1 2 種類

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 26 年度決算)	手当額	
税務手当		ア 市税事務所に勤務する職員で市税の賦課に関する調査又は滞納者に係る市税の徴収を行うために出張し、当該業務に従事したもの（イ及びウに掲げる者を除く。）	イ 市税事務所納税課又は分室に勤務する職員で滞納者に係る市税の滞納処分を行うために出張し、当該業務に従事したもの（ウに掲げる者を除く。）	ウ 固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出に関する調査又は市税に係る不服申立てに関する調査を行うために出張し、当該調査の業務に従事した職員	360,951千円	従事した日 1 日につき150円 <

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	手当額
	(2)	ア	こども家庭センター保護係又は中部児童相談所保護係に勤務する職員で児童の一時保護の業務に従事したもの		従事した日1日につき260円
		イ	児童相談所に勤務する職員で児童の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの(ア及び(5)の項のアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき130円
	(3)	ア	精神保健福祉センターに勤務する保健師及び看護師で精神障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの		従事した日1日につき350円
		イ	精神保健福祉センターに勤務する職員で精神障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの(アに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき130円
	(4)	ア	わーくすに勤務する職員で障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの		従事した日1日につき100円
		イ	障害者更生相談所に勤務する職員で児童の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき130円
		ウ	障害者更生相談所に勤務する職員で知的障害者又は身体障害者の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの(イ及び(5)の項のアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき100円
		エ	百合丘障害者センターに勤務する保健師及び看護師で障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの		従事した日1日につき350円
		オ	百合丘障害者センターに勤務する職員で障害者の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの(エ及び(5)の項のアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき130円
		カ	めいぼうに勤務する職員で知的障害者又は身体障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき130円
		キ	社会参加支援センター又は生活訓練支援センターに勤務する保健師及び看護師で精神障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの		従事した日1日につき350円
		ク	社会参加支援センター又は生活訓練支援センターに勤務する職員で精神障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの(キに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき130円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	手当額
	(5)	ア 総務局、市民・こども局、健康福祉局又は区役所に勤務する保健師、助産師及び看護師で社会福祉又は保健衛生の相談、指導等の業務に従事したもの ((3) の項のア並びに(4)の項のエ及びキに掲げる者を除く。)			従事した日1日につき170円
		イ 区役所の保健福祉センター又は地区健康福祉ステーションに勤務する職員で児童支援、家庭支援、障害者支援、高齢者支援、介護保険又は生活保護に関する相談又は指導の業務に従事したもの(アに掲げる者を除く。)			従事した日1日につき130円
		ウ 区役所の区民サービス部保険年金課、保健福祉センター、支所又は地区健康福祉ステーションに勤務する職員で保健福祉又は保険年金に関する相談、指導等の業務(住民異動等に伴う各種届出書に係る受付及び証明の業務等を除く。)に従事したもの(ア及びイに掲げる者を除く。)			従事した日1日につき100円
	(6)	健康福祉局又は区役所に勤務する職員で精神障害者若しくは感染症の患者又はこれらの疑いのある者の入院のための移送の業務に従事したもの			移送1件につき140円
夜間特殊業務手当	(1)	こども家庭センター保護係又は中部児童相談所保護係に勤務する職員で正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる児童の一時保護、入所者の介護等の業務に従事したもの			勤務1回につき3,000円
	(2)	処理センターに勤務する職員で正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等に関わる緊急の対応の業務に従事したもの			勤務1回につき650円
	(3)	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる通信受付の業務に従事した消防士員			勤務1回につき650円。ただし、深夜において行われる当該業務に係る勤務時間が2時間未満の場合は、520円とする。
動物管理業務手当		ア 夢見ヶ崎動物公園に勤務する職員で動物の飼育又は診療の業務(動物に直接接触する業務に限る。)に従事したもの			従事した日1日につき500円
		イ 動物愛護センターに勤務する職員で犬等の捕獲又は処分の業務に従事したもの			従事した日1日につき500円
		ウ 区役所保健福祉センターに勤務する職員で犬等の捕獲の業務に従事したもの			従事した日1日につき500円
生活環境業務等手当	(1)	ア 環境局の生活環境部、施設部又はこれらの部に属			従事した日1日につき350円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	手当額
		する事業所に勤務する職員で、廃棄物等に接触して行う業務に従事したもの（イからキまでに掲げる者を除く。） イ 生活環境事業所に勤務する職員で廃棄物の収集若しくは運搬の業務、し尿の下水道投入の業務又は廃棄物に接触して行う設備（浄化槽設備を除く。）の維持管理の業務に従事したもの ウ 生活環境事業所に勤務する職員でし尿に接触して行う浄化槽設備の維持管理の業務に従事したもの（イに掲げる者を除く。） エ 環境局処理計画課に勤務する職員で廃棄物に接触して行う毒物又は劇物を使用した理化学試験又は検査の業務に従事したもの オ クリーンセンターに勤務する職員でし尿の下水道投入の業務、ごみの積替え若しくは運搬の業務又は廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの カ 処理センターに勤務する職員で廃棄物の運搬若しくは焼却の業務、廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務又は資源物の選別処理の業務に従事したもの キ 浮島埋立事業所に勤務する職員で廃棄物等の埋立ての業務又は廃棄物等に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの			従事した日1日につき800円 従事した日1日につき550円 従事した日1日につき800円 従事した日1日につき800円 従事した日1日につき800円 従事した日1日につき800円
	(2)	クリーンセンター、処理センター又は浮島埋立事業所に勤務する職員で煙道又は貯留槽の清掃の業務に従事したもの			従事した日1日につき350円
	(3)	生活環境事業所、クリーンセンター又は処理センターに勤務する職員で犬等の死体の収容、運搬又は処理の業務に従事したもの			従事した日1日につき350円
	(1)	土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事した職員			従事した日1日につき140円
	(2)	ア 市有地（借地を含む。以下同じ。）を不法占拠し、当該市有地に建築物又は構築物を設置した者に対する除却若しくは撤去又はこれらの指導の業務に従事した職員 イ まちづくり局指導部に勤務する職員で違反建築物に係る是正の指導、命令等のため出張して行う住民			従事した日1日につき140円 従事した日1日につき140円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	手当額
		等との折衝の業務に従事したもの			
危険作業手当	(1)	農業技術支援センター、多摩川管理事務所又は区役所道路公園センター整備課に勤務する職員で薬剤の散布の業務に従事したもの			従事した日1日につき300円
	(2)	健康安全研究所又は区役所保健福祉センターに勤務する職員で感染症の病原体により汚染された検体又は汚染された疑いがある検体の試験又は検査の業務に従事したもの			従事した日1日につき140円
	(3)	健康福祉局健康安全部又は区役所に勤務する職員で感染症の病原体により汚染された場所又は汚染された疑いがある場所における消毒の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。)			従事した日1日につき300円
	(4)	放射線を人体に対して照射する業務その他の放射線に被ばくするおそれがある業務に従事した職員			従事した日1日につき250円
	(5)	ア 地上又は水面上10メートル以上の足場が不安定な箇所において行う業務に従事した職員 イ まちづくり局建築審査課に勤務する職員で昇降機の検査の業務に従事したもの(アに掲げる者を除く。)			従事した日1日につき300円 従事した日1日につき300円
	(6)	常時船舶に乗船勤務する職員で港内の水面清掃の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。)			従事した日1日につき170円
	(7)	ア 区役所道路公園センター整備課に勤務する職員で交通を遮断することなく行う道路上での道路の維持補修工事の業務に従事したもの((1)の項に規定する者及び(5)の項のアに掲げる者を除く。) イ 区役所道路公園センター整備課に勤務する職員で交通を遮断することなく行う道路上での樹木のせんていその他これに類する業務に従事したもの((1)の項に規定する者、(5)の項のアに掲げる者及び(7)の項のアに掲げる者を除く。)			従事した日1日につき210円 従事した日1日につき140円
	(8)	ア 環境総合研究所、健康安全研究所、中央卸売市場食品衛生検査所又は社会参加支援センターに勤務する職員で毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したもの((2)の項に規定する者を除く。) イ 消防局予防課調査係に勤務する職員で毒物又は劇物を使用した試験、研究又は鑑識の業務に従事したもの			従事した日1日につき140円 従事した日1日につき140円
消防業務手当	(1)	火災等による災害の防御(以下「火災防御等」とい			出場時間が1時間を超え

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	手当額
		う。)のための出場の業務に従事した次に掲げる消防吏員（ヘリコプター業務手当の支給を受ける者を除く。）			る場合は、次に掲げる額にその超える時間1時間につき200円を加算した額とする。
		ア 救助活動の業務に従事した救助隊員			出場1回につき850円
		イ 火災防御等の用に供する大型自動車、中型自動車（ポンプ自動車を除く。）又は大型特殊自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員			出場1回につき850円
		ウ 火災防御等の用に供する中型自動車（ポンプ自動車に限る。）又は普通自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員			出場1回につき800円
		エ 消防艇の艇長及び機関長			出場1回につき850円
		オ 消防艇の乗組員（エに掲げる者を除く。）			出場1回につき640円
		カ その他の消防吏員			出場1回につき500円
	(2)	救急のための出場の業務に従事した次に掲げる消防吏員			
		ア 救急救命処置（救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置をいう。）の業務に従事した救急救命士			出場1回につき510円
		イ 救急自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員			出場1回につき220円
		ウ その他の消防吏員			出場1回につき170円
	(3)	潜水器具を着用して行う潜水の業務に従事した消防吏員			業務1回につき340円
	(4)	火災の原因又は火災による損害の調査の業務に従事した消防吏員			調査1件につき120円
ヘリコプター業務手当	(1)	ア ヘリコプターの操縦の業務に従事した消防吏員			(ア) 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者 従事した日1日につき5,000円 (イ) 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき4,500円 (ウ) 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき4,000円 (エ) 飛行時間500時間以上1,000時間未満の経験を有

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	手当額
			イ ヘリコプターの整備の業務に従事した消防吏員		する者 従事した日1日につき3,000円 (オ) 飛行時間500時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき2,000円 (ア) 1等航空整備士の資格取得後の経験年数が5年以上の者 従事した日1日につき3,000円 (イ) 1等航空整備士の資格取得後の経験年数が5年未満の者 従事した日1日につき2,000円 (ウ) 2等航空整備士の資格を有する者 従事した日1日につき1,000円 (エ) その他の者 従事した日1日につき500円
	(2)		災害、訓練等のためにヘリコプターに搭乗して行う業務に従事した消防吏員		搭乗1時間につき1,300円
	(3)		飛行中のヘリコプターの機外において行う業務に従事した消防吏員		業務1回につき2,300円
国際緊急援助手当		国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動の業務に従事した職員			従事した日1日につき4,000円
災害応急作業等派遣手当		ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域(以下「災害発生地域」という。)に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務(本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。)に従事した職員(当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者及びイに掲げる者を除く。) イ 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊を構成する人員として同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務に従事した職員(同項に規定する災害発生市町村及び当該災害発生市町村の属する都道府県から当該			従事した日1日につき910円。ただし、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事した場合は、1,820円とする。 従事した日1日につき910円。ただし、消防法(昭和23年法律第186号)第23条の2第1項に規定する火災警戒区域その他これに類する区域等におい

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	手当額
		業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。)			て当該業務に従事した場合は、1,820円とする。
教員特殊業務手当	(1)	市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「市立高等学校等」という。）の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した市立高等学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手で職務の級が川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）の高等学校教育職給料表の3級、2級又は1級であるもの（以下「教諭等」という。） ア 非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 生徒に対する緊急の補導の業務			従事した日1日につき600円から7,500円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
	(2)	修学旅行、林間学校、臨海学校等（市立高等学校等が計画し、及び実施するものに限る。）のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒を引率して行う指導の業務（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した教諭等			従事した日1日につき600円から7,500円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
	(3)	対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは給与条例第10条第1項に規定する休日等に行うもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した教諭等			従事した日1日につき600円から7,500円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額
	(4)	市立高等学校等の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動という。）又は学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒に対する指導の業務（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した教諭等			従事した日1日につき600円から7,500円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	手当額
	(5)	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した教諭等			従事した日1日につき600円から7,500円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務を命じられた場合や同一の週を超えて週休日を振り替えた場合に、その勤務時間に応じて支給されるものです。

支給実績（平成26年度決算）	3,695,692千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	425,771円
支給実績（平成25年度決算）	3,558,124千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	393,511円

(注1) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(注2) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度（平成25年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

その他の手当の種類や支給実績などの状況は、次のとおりです。

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
初任給 調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で人事委員会規則で定めるものに支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 (2) 大学教育職給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするもの	(1)208,900円の範囲内 (2)100,100円の範囲内	異なる	支給額	44,394千円	1,930,174円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 26 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・ 配偶者 15,300 円 ・ 他の扶養親族 6,800 円 ・ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,800 円 ・ 15 歳以上 22 歳未満の加算 5,000 円	異なる	支給額	1,066,865 千円	250,379 円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・ 借家 16,500 円 (経過措置 持家 2,500 円)	異なる	支給要件 支給額	687,008 千円	95,431 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・ 交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・ 自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・ 併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	異なる	支給要件 支給額	1,182,333 千円	134,816 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。	基礎額 23,000 円 加算額 配偶者との住居との距離が一定以上のものについて 45,000 円の範囲内で加算	同じ	—	2,040 千円	408,000 円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日に当り、その休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	勤務 1 時間当たりの給与額 ×100分の135×勤務時間	同じ	—	745,095 千円	81,766 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時～翌日の午前 5 時まで勤務する職員に支給する。	勤務 1 時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	103,924 千円	81,766 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 26 年度決算)
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	・勤務 1 回につき 4,200 円（特殊な業務は 6,000 円） ・5 時間以下の勤務は 2,100 円（特殊な業務は 3,000 円）	異なる	支給額	3,961 千円	12,944 円
管理職手当(国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 58,500 円～138,200 円	異なる	支給額	856,449 千円	1,137,382 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて 6,000 円～12,000 円 （ただし、勤務時間が 4 時間以下の場合はその金額に 100 分の 50 を、6 時間を超える場合は 100 分の 150 を乗じて得た額）	異なる	支給額	7,338 千円	37,825 円
定時制教育手当	定時制の課程を置く高等学校の教諭等に支給する。	34,000 円 （管理職手当を受ける者は 27,000 円）	—	—	44,210 千円	514,070 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校において、実習を伴う工業に関する科目を主として担任する教諭等に支給する。	定時制教育手当を支給される者 10,800 円～22,800 円 定時制教育手当を支給されない者 18,000 円～38,000 円	—	—	16,856 千円	383,091 円
教員特別手当	高等学校教育職給料表の適用を受ける職員に支給する。	高等学校教育職給料表の適用を受ける者 2,000 円～8,000 円 ※定時制手当を支給される者は上記金額の 4 分の 3、 産業教育手当を支給される者は上記金額の 4 分の 2	—	—	25,914 円	74,896 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 26 年度決算)
寒冷地手当	寒冷地に11月～3月までの間、勤務する職員に支給する。	・世帯主（扶養有） 17,800円 ・世帯主（扶養無） 10,200円 ・その他 7,360円	同じ	—	243 千円	48,600 円
災害派遣手当	国、他の市町村等から災害復旧等のために派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。	本市の区域に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて日額 3,970円～6,620円	—	—	0 千円	0 円

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含みます。

5 特別職の報酬等の状況

(1) 報酬等及び期末手当（平成27年4月1日現在）

市長や議員などの特別職の報酬等は、市内の公共的団体等の代表者などによる特別職報酬等審議会の答申をもとに、市議会の議決を経て定めています。

市長及び副市長には給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には報酬及び期末手当が支給されます。

区 分	報酬（給料）月額	期末手当		備 考
		支給月数	支給額	
市 長	125 万円	2. 9 5 月 (平成 26 年度支給割合)	5,877,875 円	
副市長	99 万円	2. 9 5 月 (平成 26 年度支給割合)	4,655,277 円	
議 長	103 万円	3. 1 0 月 (平成 26 年度支給割合)	4,629,850 円	
副議長	92 万円	3. 1 0 月 (平成 26 年度支給割合)	4,135,400 円	
議 員	83 万円	3. 1 0 月 (平成 26 年度支給割合)	3,730,850 円	

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当のほかに、退職手当が支給されます。議長、副議長及び議員には退職手当は支給されません。

区 分	算定方式	1 期の手当額	支給時期
市 長	1,250,000 円×在職月数×52/100	31,200,000 円	任期ごとに支払う。
副市長	990,000 円×在職月数×38/100	18,057,600 円	任期ごとに支払う。

(注1) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(注2) 市長の退職手当は、現任期に限り不支給となっています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

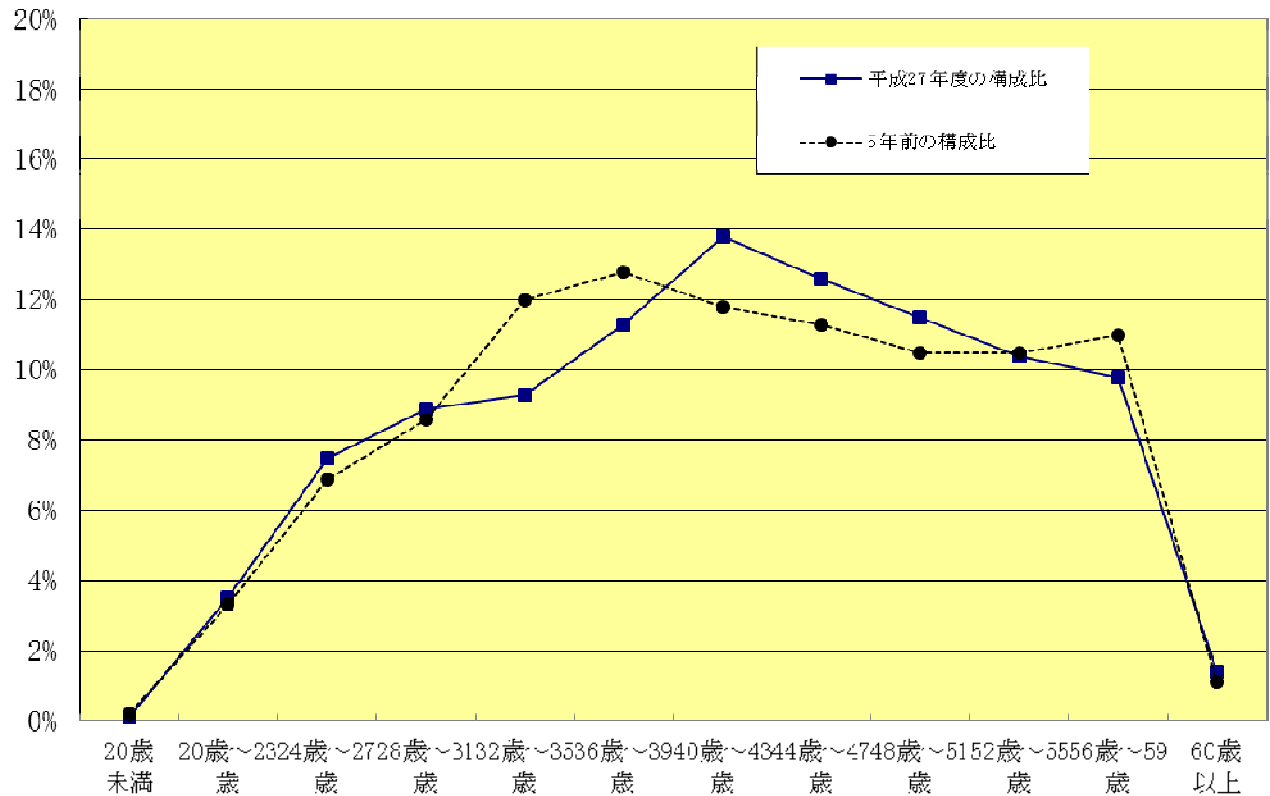
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	34 人	33 人	△1 人	北部地域療育センターの廃止
		総務	1,251 人	1,255 人	4 人	資源物収集業務執行体制の見直し
		税務	459 人	462 人	3 人	資源化処理業務への対応
		民生	2,161 人	2,128 人	△33 人	学校給食調理業務の委託化
		衛生	1,861 人	1,808 人	△53 人	政策調整担当の新設
		労働	16 人	18 人	2 人	保育所整備担当の新設
		農林水産	41 人	42 人	1 人	シティプロモーション推進担当の設置
		商工	79 人	79 人	0 人	住宅政策担当の新設
		土木	1,192 人	1,205 人	13人	市民こども局企画課の新設
		計	7,094人	7,030人	△64人	(参考：人口1万人当たり職員数 48.6人)
	教育		1,341人	1,335人	△6人	
	消防		1,437人	1,444人	7人	
	小 計		9,872人	9,809人	△63人	(参考：人口1万人当たり職員数 67.9人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院		1,359 人	1,409 人	50人	看護業務への対応
	水道		577 人	579 人	2人	
	交通		515 人	521 人	6人	
	下水道		415 人	408 人	△7人	
	その他		461 人	462 人	1人	
	小 計		3,327人	3,379人	52人	
合 計			13,199人 [13,228]	13,188人 [13,228]	△11人 [0]	(参考：人口1万人当たり職員数 91.2人)

(注1) 職員数は一般職に属する職員数です。

(注2) []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



（単位：人）

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	16	457	987	1,173	1,223	1,490	1,815	1,663	1,521	1,368	1,286	189	13,188

(3) 職員数の推移

（単位：人・%）

部門別 \ 年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数（率）
一般行政職	7,504	7,462	7,371	7,247	7,094	7,030	△474（△6.3%）
教育	1,401	1,370	1,344	1,335	1,341	1,335	△66（△4.7%）
消防	1,425	1,466	1,453	1,432	1,437	1,444	19（1.3%）
普通会計合計	10,330	10,298	10,168	10,014	9,872	9,809	△521（△5.0%）
公営企業会計合計	3,348	3,328	3,317	3,277	3,327	3,379	31（0.9%）
総合計	13,678	13,626	13,485	13,291	13,199	13,188	△490（△3.6%）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	37,866,776 千円	△4,131,327 千円	9,209,894 千円	24.3%	15.9%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 667,675 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	577人	2,326,998 千円	1,060,723 千円	699,779 千円	4,087,500 千円	7,084 千円	6,724 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.8歳	390,954円	595,432円
政令指定都市平均（水道事業）	43.9歳	372,901円	559,202円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（平成26年度）		1人当たり平均支給額（平成26年度）	
1,655,536円		1,639,667円	
（平成26年度支給割合）		（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.50月分	2.60月分	1.50月分
（1.45月分）	（0.70月分）	（1.45月分）	（0.70月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 管理職手当の月額		・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成２７年４月１日現在）

区 分		水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続２０年	２１月	２７．６２５月	２１月	２７．６２５月
	勤続２５年	３０月	３８．０７５月	３０月	３８．０７５月
	勤続３５年	４２月	４９．５９月	４２月	４９．５９月
	最高限度額	４９．５９月	４９．５９月	４９．５９月	４９．５９月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を２～２０％加算する。		退職時給料月額を２～２０％加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		平成２６年度 ２，３５２万円		平成２６年度 ２，２８３万円	

（注１）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成２６年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注２）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成２７年４月１日現在）

支 給 実 績（平成２６年度決算）		２９３，３５９千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成２６年度決算）		５１３，４６８ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	１２％	５７７人	１２％

エ 特殊勤務手当（平成２７年４月１日現在）

支給総額（平成２６年度決算）			１ ９， ３ ４ ５ 千円	
支給職員 １ 人当たり平均支給年額（平成２６年度決算）			７ ５， ０ ４ ８ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成２６年度）			４ ４． ５ ％	
手当の種類（手当数）			３ 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支 給 実 績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
作業手当	給水装置センター給水管理係、北部給水管理担当及び高津・宮前担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員が当該業務に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。)		7,497 千円	従事した日１日につき 甲額 ３ ３ ０ 円
	1 水道施設管理課施設維持担当の職員、水運用センター管理係員又は浄水場浄水係員が当該業務に従事したとき。 2 水道水質課の職員が水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 給水装置センター給水管理係、北部給水管理担当及び高津・宮前担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員並びに下水道部の職員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。)		3,262 千円	従事した日１日につき 乙額 ２ ８ ０ 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	給水装置センター給水管理係、及び北部給水管理担当及び高津・宮前担当並びに配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技術職員、技能職員又は業務職員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）。		3,709 千円	従事した日1日につき 丙額 990 円 （土木職の職員については660 円）
交替勤務手当	配水工事事務所、水運用センター及び浄水場の交替制勤務職員		3,355 千円	夜勤1回につき 950 円
滞納整理手当	滞納整理のため出張し業務に従事したとき。		1,520 千円	従事した日1日につき 800 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	259,634 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	584,760 円
支給実績（平成25年度決算）	267,656 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	492,921 円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度（平成25年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300 円 ・他の扶養親族 6,800 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800 円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000 円	同じ	—	90,860 千円	273,060 円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 16,500 円 (経過措置 持家 2,500 円)	同じ	—	37,545 千円	81,756 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	68,697 千円	191,448 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌	勤務1時間当たりの給与額	同じ	—	14,848 千円	211,620 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成 26 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 26 年度決算)
	日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	×100分の25 ×勤務時間（実働時間）				
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた76,900円～116,000円	同じ	—	26,166 千円	1,012,860 円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	8,063,454 千円	△297,187 千円	1,739,152 千円	21.6%	12.8%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 49,786 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	94 人	386,945 千円	167,071 千円	110,105 千円	664,121 千円	7,065 千円	6,679 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	48.9歳	399,299円	613,096円
政令指定都市平均（工業用水道事業）	45.3歳	380,346円	555,916円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,644,643円	1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,639,667円
（平成26年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 （1.45月分）（0.70月分）	（平成26年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 （1.45月分）（0.70月分）
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 管理職手当の月額	（加算措置の状況） ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15％に相当する額

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成２７年４月１日現在）

区 分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続２０年	２１月	２７．６２５月	２１月	２７．６２５月
	勤続２５年	３０月	３８．０７５月	３０月	３８．０７５月
	勤続３５年	４２月	４９．５９月	４２月	４９．５９月
	最高限度額	４９．５９月	４９．５９月	４９．５９月	４９．５９月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を２～２０％加算する。		退職時給料月額を２～２０％加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		平成２６年度 ２，２５６万円		平成２６年度 ２，２８３万円	

（注１）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成２６年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注２）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成２７年４月１日現在）

支 給 実 績（平成２６年度決算）		４８，２９７千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成２６年度決算）		５１８，３８８ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	１２％	９４人	１２％

エ 特殊勤務手当（平成２７年４月１日現在）

支給総額（平成２６年度決算）			３，４９０千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成２６年度決算）			７７，４１２ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成２６年度）			４７．６％	
手当の種類（手当数）			２種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成２６年度決算）	左記職員に対する支給 単価
作業手当	配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員が当該業務に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。)		215 千円	従事した日１日につき 甲額 ３３０円
	１ 水道施設管理課施設維持担当の職員、水運用センター管理係員又は浄水場浄水係員が当該業務に従事したとき。 ２ 水道水質課の職員が水質試験又は水質検査に従事したとき。 ３ 配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技能職員又は業務職員並びに下水道部の職員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給対象となるときを除く。)		1,772 千円	従事した日１日につき 乙額 ２８０円
	配水工事事務所工務係、工事係及び漏水防止係の技術職員、技能職員又は業務職員が午後１０時から午前５時までの時間帯のうち３時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。)		63 千円	従事した日１日につき 丙額 ９９０円 （土木職の職員については660円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
交替勤務手当	配水工事事務所、水運用センター及び浄水場の交替制勤務職員		1,438 千円	夜勤1回につき 950 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	32,200 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	522,864 円
支給実績（平成25年度決算）	29,666 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	366,246 円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度（平成25年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300 円 ・他の扶養親族 6,800 円 ・配偶者のない職員の 扶養親族のうち 1人 11,800 円 ・15歳以上22歳未満 の加算 5,000 円	同じ	—	9,665 千円	251,028 円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 16,500 円 (経過措置 持家 2,500 円)	同じ	—	4,910 千円	76,020 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	12,450 千円	76,020 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	6,627 千円	257,352 円
管理職手当 (国では 俸給の特 別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた76,900円～116,000円	同じ	—	5,863 千円	963,816 円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	45,986,488 千円	△520,562 千円	3,579,307 千円	7.8%	8.5%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 721,805 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	409 人	1,607,141 千円	725,921 千円	682,981 千円	3,016,043 千円	7,374 千円	6,874 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	43.9歳	376,000円	571,670円
政令指定都市平均（下水道事業）	44.6歳	375,161円	572,245円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	普通会計関係
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,593,975円	1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,639,667円
（平成26年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 （1.45月分）（0.70月分）	（平成26年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分 （1.45月分）（0.70月分）
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 管理職手当の月額	（加算措置の状況） ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15％に相当する額

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成２７年４月１日現在）

区 分		下水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続２０年	２１月	２７．６２５月	２１月	２７．６２５月
	勤続２５年	３０月	３８．０７５月	３０月	３８．０７５月
	勤続３５年	４２月	４９．５９月	４２月	４９．５９月
	最高限度額	４９．５９月	４９．５９月	４９．５９月	４９．５９月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を２～２０％加算する。		退職時給料月額を２～２０％加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		平成２６年度 ２，２８６万円		平成２６年度 ２，２８３万円	

（注１）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成２６年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注２）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成２７年４月１日現在）

支 給 実 績（平成２６年度決算）		２０２，７９７千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成２６年度決算）		４９４，９２８ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	１２％	４０９人	１２％

エ 特殊勤務手当（平成２７年４月１日現在）

支給総額（平成２６年度決算）			１９，６５２千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成２６年度決算）			１１０，３５２ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成２６年度）			４３．４％	
手当の種類（手当数）			４種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成26年度決算）	左記職員に対する支給 単価
夜間特殊業務手当	水処理センター（麻生水処理センターを除く。）の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行なわれる設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務に従事したとき。		327 千円	勤務１回につき ６５０円
用地等折衝業務手当	下水道部の職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。		０千円	従事した日１日につき １４０円
汚泥処理業務等 手当	入江崎総合スラッジセンター設備係の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務に従事したとき。		623 千円	従事した日１日につき 甲額 ７５０円
	下水道水質課の職員（工場廃水指導の業務に従事する職員を除く。）又は水処理センター、入江崎総合スラッジセンター管理係、下水道管理事務所若しくは下水道事務所管理課の職員が汚泥等に接触してその処理を行なう業務又は毒物若しくは劇物を使用した理化学試験若しくは検査の業務に従事したとき。		18,681 千円	従事した日１日につき 乙額 ５００円
危険作業手当	下水道部の職員が地上又は水面上１０メートル以上の足場が不安定な箇所において行なう業務に従事したとき。		０千円	従事した日１日につき 甲額３００円

	下水道水質課の職員が毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したとき（同日中に従事した業務が汚泥処理業務等手当乙額の支給の対象となるときを除く。）。	20 千円	従事した日 1 日につき 乙額 1 4 0 円
--	---	-------	----------------------------

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 2 6 年度決算）	1 7 1, 2 2 2 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 2 6 年度決算）	4 8 0, 3 9 6 円
支給実績（平成 2 5 年度決算）	1 3 5, 0 6 4 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 2 5 年度決算）	3 7 6, 2 2 2 円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注 2） 職員 1 人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 2 6 年度（平成 2 5 年度）決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成 2 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （平成 26 年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （平成 26 年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300 円 ・他の扶養親族 6,800 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,800 円 ・15 歳以上 22 歳未満の加算 5,000 円	同じ	—	50,146 千円	246,516 円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 16,500 円（経過措置 持家 2,500 円）	同じ	—	25,760 千円	87,744 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	56,246 千円	213,192 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時～翌日の午前 5 時まで勤務する職員に支給する。	勤務 1 時間当たりの給与額 × 100 分の 25 × 勤務時間（実働時間）	同じ	—	13,597 千円	224,736 円
管理職手当 （国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じ、規程に定められた 76,900 円～116,000 円	同じ	—	32,549 千円	1,017,156 円

(4) 自動車運送事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	9,702,279 千円	▲4,354,886 千円	4,072,718 千円	42.0 %	49.3 %

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	527 人	2,063,690 千円	1,426,369 千円	582,659 千円	4,072,718 千円	7,728 千円	7,014 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	47.7歳	388,225円	520,869円
政令指定都市平均（バス事業）	47.3歳	353,585円	579,271円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
川崎市	49.3歳	383人	385,969円	517,842円	営業用バス運転手	48.8歳	476,300円	1.09
政令指定都市平均	47.7歳	439人	344,624円	569,947円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
川崎市	6,214,104円	5,715,900円	1.09

(注1) 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。（平成24～26年の3ケ年平均）

(注2) 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注3) 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

自動車運送事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（平成26年度）		1人当たり平均支給額（平成26年度）	
1,105,615円		1,639,667円	
（平成26年度支給割合）		（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.50月分	2.60月分	1.50月分
（1.45月分）	（0.70月分）	（1.45月分）	（0.70月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額		・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

区 分		自動車運送事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21月	27.625月	21月	27.625月
	勤続25年	30月	38.075月	30月	38.075月
	勤続35年	42月	49.59月	42月	49.59月
	最高限度額	49.59月	49.59月	49.59月	49.59月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		平成26年度 1,696万円		平成26年度 2,283万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		261,663千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		496,515円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%	527人	12%

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給総額（平成26年度決算）		15,035千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		38,354円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		74.38%		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給

			(平成26年度決算)	単価
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事したとき	15,035千円	10分につき25円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	939,886千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	1,879,772円
支給実績（平成25年度決算）	891,534千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	1,682,139円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度（平成25年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300円 ・他の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	99,457千円	195,398円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 16,500円 (経過措置 持家 2,500円)	同じ	—	36,133千円	70,988円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000円～31,600円 ・併用の場合は 55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	32,620千円	63,217円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	24,401千円	47,288円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 76,900円～116,000円	同じ	—	17,174千円	1,073,400円

(5) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成26年度	37,884,685 千円	△7,326,914 千円	11,961,030 千円	31.6 %	37.7 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 67,058 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	1,317人	4,746,798 千円	3,289,475 千円	1,917,830 千円	9,954,103 千円	7,558 千円	6,963 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

	職 種	平均年齢	基本給	平均月収額
病 院 事 業	医 師	42.9歳	526,855円	1,650,590円
	看護師	35.4歳	302,787円	540,574円
	事務職員	41.4歳	395,088円	752,088円
政都 令市 指平 定均	医 師	44.3歳	540,993円	1,415,398円
	看護師	37.4歳	296,400円	481,078円
	事務職員	42.2歳	369,260円	603,595円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（平成26年度）		1人当たり平均支給額（平成26年度）	
1,454,352円		1,639,667円	
（平成26年度支給割合）		（平成26年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.50月分	2.60月分	1.50月分
（1.45月分）	（0.70月分）	（1.45月分）	（0.70月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 管理職手当の月額		・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

区 分		病院事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21月	27.625月	21月	27.625月
	勤続25年	30月	38.075月	30月	38.075月
	勤続35年	42月	49.59月	42月	49.59月
	最高限度額	49.59月	49.59月	49.59月	49.59月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		平成26年度 2,214万円		平成26年度 2,283万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		615,138千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		466,014円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	12%（医師以外）	1,218人	12%
	15%（医師、 歯科医師）	191人	

エ 特殊勤務手当（平成２７年４月１日現在）

支給総額（平成２６年度決算）				３４８，７８１千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成２６年度決算）				３４７，７３８ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成２６年度）				７６．２２％	
手当の種類（手当数）				１０種類	
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成26年度決算）	左記職員に対する支給 単価
医務等従事手当	(1)	病院局に勤務する助産師及び看護師（准看護師を含む。以下同じ。）		348,781千円	月額８，０００円
	(2)	病院に勤務する栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ師及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理職のうち医療社会事業の業務に従事する職員			月額２，０００円
夜間看護手当		病院に勤務する助産師及び看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき		勤務１回につき ３，６００円～７，２００円
感染症病原体接触 手当	医師	感染症病棟患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務			従事した日１日につき １４０円 ただし、１回の勤務が２暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が２時間未満のときは、支給しない
	看護師	感染症病棟患者の看護業務			
	臨床検査技師	感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務			
	臨床工学技士	感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務			
		ハウスキーパー及び用務員	感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感染症病棟患者の着衣類若しくは汚物の消毒の業務		
精神病患者等入院業務手当		精神病患者等の入院のための移送業務に従事する者	精神病患者等の入院のための移送業務		１件につき１４０円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
放射線接触手当		放射線を人体に照射する業務等に従事する者	放射線を人体に照射する業務等		従事した日1日につき250円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
救急患者診療手当		病院に勤務する医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	夜間休日（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までを除く時間帯をいう。以下同じ。）における救急の外来患者の診療に従事したとき		1件につき1,000円 ただし、緊急入院手当が支給されるとき、又は分娩手当が支給されるときは、支給しない
緊急入院手当	(1)	病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	救急の外来患者の診療に従事し、当該診療に係る患者の入院の指示を行ったとき（当該患者の緊急入院受入れ（夜間休日における入院の受入れをいう。以下同じ。）が行われた場合に限る。）		1件につき5,000円 ただし、緊急入院手当（2）が支給されるとき、又は分娩手当が支給されるときは、支給しない
	(2)	病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	緊急入院受入れを行ったとき		1件につき5,000円 ただし、分娩手当が支給されるときは、支給しない
待機手当		病院に勤務する医師等（病院長が別に定める診療科等に勤務する医師等に限る。）	次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき ア 午後5時から翌日の午前8時30分まで イ 午前8時30分から午後5時まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）		1回につき2,000円
分娩手当		病院に勤務する医師（複数の医師が従事した場合にあっては、主として従事した医師に限る。）	分娩業務に従事したとき		1件につき10,000円 ただし、多胎分娩の場合は、1件とする
管理職員診療等業務手当		病院に勤務する医師等（管理職員に限る。）	正規の勤務時間外又は休日等に診療その他の管理者が別に定める業務に従事したとき		1時間につき5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	1, 2 1 0, 0 3 0 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	1, 1 0 2, 0 3 1 円
支給実績（平成25年度決算）	1, 1 6 7, 8 1 6 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	1, 1 2 5, 0 6 3 円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度（平成25年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	208,900 円の範囲内	異なる	期間及び月額	587,522 千円	3,125,119 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 15,300 円 ・他の扶養親族 6,800 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,800 円 ・15 歳以上 22 歳未満の加算 5,000 円	同じ	—	68,903 千円	237,598 円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	・借家 16,500 円 （経過措置 持家 2,500 円）	同じ	—	92,712 千円	124,614 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	142,609 千円	120,651 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間（実働時間）	同じ	—	121,222 千円	181,199 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	・勤務1回につき 6,000円 ・5時間以下の勤務は 3,000円	同じ	—	7,066千円	201,909円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 76,900円～145,100円	同じ	—	61,342千円	1,115,324円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて 8,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)	同じ	—	0千円	0円